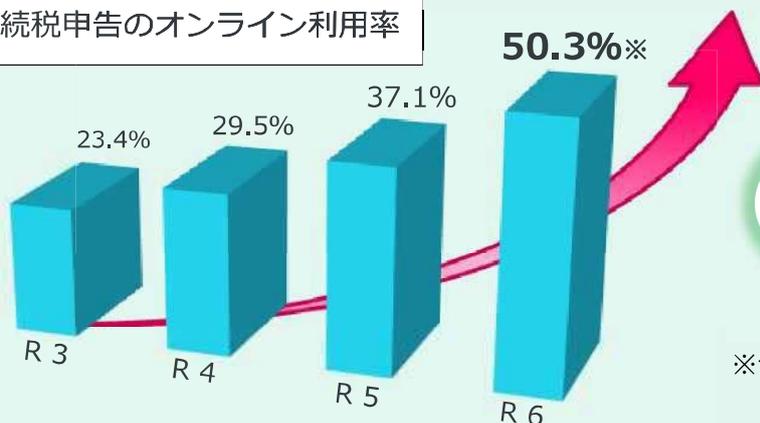


税理士の皆さまへ

相続税e-Tax をご利用ください

相続税e-Taxを利用する場合の7つのポイントを裏面で紹介

相続税申告のオンライン利用率



▶ 利用率は3年前と比べて
2倍に上昇！

※令和7年3月末時点の利用率(速報値)です。

税理士の皆さまからのご意見等を踏まえた利便性向上策

税理士による贈与税申告情報の確認 (R7.5～) **NEW**

- ◆ e-Taxのマイページにおいて、相続人が**過去にe-Tax送信した贈与税申告情報**の確認が可能 (R7.1～)
- ◆ 相続人と委任関係の登録を行った**税理士**も相続人のマイページから贈与税申告情報の参照が可能

添付書類等のスキャナ読取り要件の見直し (R7.4～) **NEW**

- ◆ イメージデータ (PDF) のカラー要件を見直し、**グレースケール (白黒など)** で送信可能
- ▶ 令和7年3月まではカラー階調 (いわゆる、フルカラー) によりスキャナ読取り等を行う必要がありました。

利用者識別番号確認手続の簡素化 (R6.12～) **NEW**

- ◆ 複数人分の利用者識別番号を**一度**の「変更等届出書」の送信で確認可能
- ▶ 利用者識別番号の有無等は税務署 (又は業務センター) から税理士に電話で回答

提出をお願いしている添付書類の削減 (R5.1～)

- ◆ 固定資産評価明細書、登記事項証明書、預貯金の残高証明書等は原則提出不要

「相続税e-Tax特設サイト」のお知らせ

- 相続税e-Taxに関するFAQや、利用者識別番号の確認方法など、参考となる情報を掲載しています。

Check!

閲覧は
こちらから

相続税e-Tax
特設サイト



相続税e-Taxを利用する場合の7つのポイント

申告書作成前の相続人への説明時

1 相続人の「利用者識別番号」を確認

- 利用者識別番号が不明な場合は「変更等届出書」をe-Tax送信
- 利用者識別番号の有無等を税務署又は業務センターから税理士に電話で連絡
 - ※ パスワードの解除は不要です。



「変更等届出書」の
入力方法

2 相続人に「委任関係の登録」について説明

- e-Tax上で「委任関係の登録」を実施
 - ※ 「委任関係の登録」により相続人のe-Taxマイページ参照権限が税理士に付与されます。



委任登録の方法

◆ 納付が見込まれる場合には、ダイレクト納付利用届出書の準備いただくことをおすすめします。

相続税申告に必要なとなる資料の収集時

3 マイページから「贈与税申告情報」を確認

- 委任関係の登録を行った**相続人のマイページ**を参照
- 「贈与税関係」メニューから**贈与税申告情報**を確認
 - ※ 確認できる情報はe-Taxで送信された申告に限ります。



マイページの
贈与税申告情報

4 収集した書類はPDFで保管

- 収集した書類は**PDFで保管**
 - ※ 相続人から預かった書類をスキャンしてPDF化。

相続税申告のe-Tax送信時

5 添付書類はイメージデータ（PDF）で送信

- イメージデータ（PDF）は**グレースケール（白黒など）**でも可能
- 1回の送信で**14MB**まで送信が可能（合計11回：最大154MBの送信が可能）



イメージデータで
送信可能な添付書類

6 申告書の提出状況はe-Taxの受信通知で確認

- e-Tax受信通知画面から**申告書の提出状況**を確認
- 申告書の提出日時はいつでも確認が可能

相続税の納付時

7 相続税の納付もキャッシュレス

- キャッシュレス納付なら税務署や金融機関等への**窓口に行く必要なし**
- 税理士が納税者に代わって**ダイレクト納付**の手続を行うことが可能
 - ※ ダイレクト納付を利用する場合は、**事前に**「ダイレクト納付利用届出書」の提出が必要となります。



納付手続

e-Taxの事前準備・送信方法・エラー解消などの使い方に関するお問い合わせ

- WEBで解決
e-Taxのご利用に当たって、皆さまから寄せられた質問を、e-Taxホームページへ掲載しています。e-Tax全般に関する質問につきまして、まずは「よくある質問（Q&A）」をご覧ください。
- 電話によるお問い合わせ
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901
受付時間：月～金曜日 9：00～17：00（休休日及び12月29日～1月3日を除く）



e-Taxに関する
お問い合わせ先

「利用者識別番号」が不明な場合は

簡単！
便利！

「変更等届出書」の具体的な入力例を裏面でご紹介！



コレで確認

- 財産取得者（相続人等）の利用者識別番号が不明な場合に、「変更等届出書」を送信した税理士に利用者識別番号の有無等を電話で連絡します。
- 複数人分の利用者識別番号が1件の「変更等届出書」の送信で確認できるようになりました。
(※) 相続税を e-Tax で申告される場合のみの手続きです。

利用者識別番号の取得状況の確認

利用者識別番号は、①過去に電子申告を行った申告書の控え（所得税や贈与税など）、②税務署からの郵送物、③e-Tax のマイページなどから確認できます。

財産取得者（相続人等）への確認の際は、財産取得者用のリーフレットをご活用ください。



分かる

取得済の利用者識別番号を使用

分からない（取得しているか不明）

「変更等届出書」を e-Tax で代理送信し、利用者識別番号の有無等を確認
⇒ パスワードのリセットを併せて行うか否かで手続きが異なります。

取得していない

「開始届出書」を財産取得者（相続人等）の住所地の所轄税務署に e-Tax で代理送信
⇒ 利用者識別番号をオンラインで即時発行

パスワードをリセットしない

「変更等届出書」を財産取得者（相続人等）の代表者の住所地を管轄する税務署に e-Tax で代理送信
⇒ 詳しくは裏面（上段）をご覧ください。

パスワードをリセットする

「変更等届出書」をそれぞれの財産取得者（相続人等）の住所地を管轄する税務署に e-Tax で代理送信
⇒ 詳しくは裏面（下段）をご覧ください。

「相続税 e-Tax 特設サイト」のご案内

相続税 e-Tax に関する FAQ や、イメージデータで提出可能な添付書類の一覧などは国税庁ホームページ内の「相続税 e-Tax 特設サイト」をご覧ください。



「変更等届出書」の具体的な入力例・送信先税務署

パスワードをリセットしない場合 (複数人の利用者識別番号を確認する場合)

電子申告・納税等開始(変更等)届出書

令和 年 月 日

① 住所・氏名等

④ 送信先

「電子証明書等の更新等」を選択

② 参考事項

③ 税理士等

代表者(①に入力した財産取得者)以外で、利用者識別番号を確認したい財産取得者(相続人等)の「住所・氏名・生年月日」を入力

① 住所・氏名等

利用者識別番号の有無等を確認する財産取得者(相続人等)の住所・氏名等を入力

⇒ 確認したい者が複数いる場合には、任意の者(例えば、配偶者など)を代表者として①に入力

② 参考事項

「相続税申告の委任有」、「税理士への連絡希望」及び「PWリセット不要」と入力

⇒ 利用者識別番号の有無等を確認したい者が複数いる場合は、①で入力した代表者以外の者の「住所・氏名・生年月日」を入力すれば代表者の変更等届出書の送信で一度に確認できます。

③ 税理士等

代理送信をする税理士等の氏名・電話番号を入力

④ 送信先

①で入力した者の住所地の所轄税務署を選択(入力)

- 後日、税務署(又は業務センター)から、③に入力した税理士等の皆様あてに利用者識別番号の有無等を電話連絡します。
※ 財産取得者(相続人等)へは、利用者識別番号が記載された通知書は通知(郵送)されません。
- また、利用者識別番号がない(又は廃止している)場合は、その旨を税理士等の皆様あてに電話連絡しますので、「e-Taxの開始届出書」を別途e-Taxにより代理送信してください。

パスワードをリセットする場合

電子申告・納税等開始(変更等)届出書

令和 年 月 日

① 住所・氏名等

④ 送信先

「暗証番号等の再発行」を選択

② 参考事項

③ 税理士等

① 住所・氏名等

利用者識別番号の有無等を確認する財産取得者(相続人等)の住所・氏名等を入力

⇒ 確認したい者が複数いる場合には、その者ごとに作成・送信

② 参考事項

「相続税申告の委任有」及び「税理士への連絡希望」と入力

③ 税理士等

代理送信をする税理士等の氏名・電話番号を入力

④ 送信先

①で入力した者の住所地の所轄税務署を選択(入力)

- 後日、税務署(又は業務センター)から、③に入力した税理士等の皆様あてに利用者識別番号の有無等を電話連絡します。
- なお、財産取得者(相続人等)へは、既存の利用者識別番号と仮パスワードが記載された通知書を通知(郵送)します。
- また、利用者識別番号がない(又は廃止している)場合は、その旨を税理士等の皆様あてに電話連絡しますので、「e-Taxの開始届出書」を別途e-Taxにより代理送信してください。

注1 e-Taxソフト又は民間ソフト(国税庁の仕様公開に基づき作成されたもの)を使用して代理送信してください。

注2 「e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナー」から代理送信された場合は対象外です。